

○関西大学研究プロジェクトユニット規程

平成16年6月24日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学研究プロジェクトユニット（以下「ユニット」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 ユニットは、関西大学（以下「本学」という。）の研究教育を格段に進展させるため、学外研究資金等により、学際的若しくは先端的な研究を推進し、又は社会の要請に応える新たな教育内容・教育方法を開発することを任務とする。

(申請)

第3条 ユニットの設置を希望するときは、所定の申請書を本学専任教育職員（特別契約教授を含む。以下同じ。）4名以上の連記のもとに、学長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称
- (2) 研究代表者（ユニットリーダー予定者）
- (3) 研究代表者を除く研究員
- (4) 研究概要及び目的
- (5) 設置期間及び場所
- (6) 学外研究資金の獲得状況又は申請状況

(設置手続)

第4条 ユニットの設置は、研究代表者（本学専任教育職員）からの申請に基づき、学長が決定する。

(事業)

第5条 ユニットは、第2条の任務を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究及び調査
- (2) 研究及び調査の成果発表
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 大学院学生等、若手研究者の育成及び研究支援
- (5) 国内外の大学、研究機関等の研究者、実務経験者との共同研究
- (6) その他第2条の任務を達成するために必要な事業

(ユニットの設置期間)

第6条 ユニットは、設置申請に際して、設置期間を5年以内で定めなければならない。

(構成)

第7条 ユニットの構成は、次の者をもって構成する。

- (1) ユニットリーダー 1名
- (2) ユニット研究員 3名以上

2 前項のほか、必要に応じてユニットに次の者を置くことができる。

- (1) 学外共同研究者 若干名
- (2) 調査研究補助員 若干名
- (3) 事務補助員 若干名

3 第1項各号及び前項第1号に規定する者に変更が生じたときは、ユニットリーダーは速やかに学長に報告しなければならない。

(ユニットリーダー)

第8条 ユニットリーダーは、ユニットを総括し、代表する。

2 ユニットリーダーは、本学専任教育職員のうちから学長が委嘱する。

3 ユニットリーダーは、他のプロジェクトのユニットリーダーを兼ねることはできない。

(ユニット研究員)

第9条 ユニット研究員は、本学専任教育職員、既に本学に任用されている特別任用教育職員、特別任命教育職員及び客員教授のうちからユニットリーダーが委嘱する。

(研究資金)

第10条 ユニットにおける研究資金は、当該ユニットの研究遂行を目的として獲得する学外の研究資金をもって充てることを原則とする。ただし、研究参加費及び一定の要件を満たす場合の学内研究費を充てることができる。

2 ユニットの会計は、機関経理を行うものとする。

(計画書及び研究報告書)

第11条 ユニットリーダーは、新たにユニットを設置する場合はユニット設置後速やかに、継続の場合は毎年度初めに、所定の計画書を作成して、学長に提出しなければならない。

2 ユニットリーダーは、各年度の終了時に、事業として行った研究内容とともに、研究資金の報告を取りまとめ、所定の研究報告書を作成して学長決裁を得なければならない。

(研究成果の公表)

第12条 ユニットの設置期間が終了したとき又は廃止したときから1年以内に、研究成果を学長に報告しなければならない。

2 前項に定める研究成果の公表は、当該ユニットが獲得した研究資金の成果公表に関して定められた方法による。

3 当該ユニットが獲得した研究資金の成果公表に関する定めのない場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 研究員全員の共同（分担）執筆による論文又は単行本

(2) 研究員全員の共同（連名）執筆による論文

(3) ユニットリーダーによる研究成果の全容を展望する章に加えて、研究員全員の論文を掲載した報告書又は単行本

(事務)

第13条 この規程の改廃及びユニットの設置、認可に係る事務は、研究支援・社会連携グループが行う。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、ユニットの申請、運営、廃止、研究資金の事務等に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年6月24日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成16年度中にユニットの設置を希望するときは、同項に規定する申請期限後であっても、申請書を提出することができるものとする。

附 則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年7月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。